

議案第72号

三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する協議について
別紙のとおり、三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する協議
をすることについて、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに
関する法律（平成13年法律第120号）第2条第2項の規定により、本議会の議
決を求める。

平成15年9月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年9月24日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約

(事務の範囲及び取り扱う郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第1項の規定に基づき、穴鴨郵便局及び三朝温泉郵便局（以下「取扱郵便局」という。）において、次に掲げる三朝町の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱うこととする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 住民票の写しの交付（自己又は自己と同一の世帯に属する者に限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(取扱方法)

第2条 委託事務の取扱いにおける三朝町と取扱郵便局との間の請求書及び証明書等の授受は、三朝町が取扱郵便局に設置した専用のファクシミリ等による送受信によって行い、三朝町は当該事務に係るデータの窃取の防止について対策を講ずるものとする。

(取扱いに関する経費)

第3条 委託事務の取扱に要する経費は、三朝町の負担とする。

- 2 三朝町は、委託事務に係る事務手数料を取扱郵便局に支払うものとする。
- 3 委託事務の取扱いにより請求者から徴収する交付手数料は、三朝町に帰属するものとする。

(取扱期間)

第4条 取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成15年11月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、この期間満了の2箇月前までに三朝町、取扱郵便局いずれからも規約の廃止の意思表示をしないときは、取扱期間を1年間延長することとし、以降も同様とする。

(取扱時間)

第5条 郵便局における委託事務の取扱時間は、三朝町の開庁日の午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

の日を除く。

(連絡会議)

第6条 この規約に規定する事項に関し疑義が生じた場合、その他委託事務の取扱いに関し必要があると認めるときは、三朝町長と取扱郵便局長は、連絡会議を開くことができる。

(協定)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項について、三朝町は取扱郵便局と協定を締結するものとする。

附 則

この規約は、平成15年11月1日から施行する。